



市老連だより 4

令和3年4月27日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤静男

2021年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.7) について

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は21日、介護報酬改定のQ & A第7弾について各都道府県に事務連絡を出しました。全サービス共通の2つの問いについて答えています。

問1は、経過措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務付けられた運営規程の取り扱いについて。例えば、▽感染症の発生およびまん延等に関する取り組み▽業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等－などが、3年の経過措置期間を設けて運営規程に義務付けられました。

運営規程に変更がある場合は都道府県または市町村に届け出るが、経過措置が定められているものは当該期間においては届け出ることまで求めるものではないと答えました。ただし、経過措置期間でも早期の取り組みを行うことが望ましいとしています。

問2は、2021年9月30日までの上乗せ分の算定について。新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、同日までの間、基本報酬に0.1%上乗せするものです。

請求に当たり、上乗せ分のコードを併せて入力することが必要です。これが行われない場合、返戻になると答えました。

詳細資料については、下記URLをご確認ください。

http://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2021/04/ksvol.968.pdf

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612
e-mail:info@sirouren.jp URL:http://sirouren.jp